令和５年度 第１回 立川市障害を理由とする差別解消推進まちづくり協議会 会議概要

|  |  |
| --- | --- |
| 会議名称 | 第１回　立川市障害を理由とする差別解消推進まちづくり協議会 |
| 開催日時 | 令和５年５月29日（月） |
| 開催場所 | 立川市役所　101会議室 |
| 次　第 | 開会  １．辞令交付及び委員の自己紹介＜資料１＞  ２．立川市障害のある人もない人も共に暮らしやすいまちをつくる条例について（社会状況・法制度における条例の影響等）＜資料２・資料３・資料４＞  ３．令和４年度特定相談の対応状況について＜資料５＞  ４．条例の周知と障害の理解促進に向けた啓発の取組について＜資料６・資料７＞  ５．今後のスケジュールについて＜資料８＞  ６．その他連絡事項等  閉会 |
| 出席者 | [委　員]長谷川副会長、高橋（実）委員、島村委員、児玉委員、山本委員、玉川委員、  岡部委員、奥山委員、原子委員、山本委員、宮本委員、伊佐間委員、浅見委員、島田  委員、高橋（正）委員　(敬称略、順不同)   |  | | --- | | [事務局]白井障害福祉課長、杉浦障害福祉推進係長、井上障害福祉第二係長、遠藤障害福祉第四係長、蜂谷主事 | |
| 欠席委員 | 吉川会長、西山委員、山浦委員、野々委員、佐藤委員 |
| 会議資料 | ＜資料１＞　障害を理由とする差別解消推進まちづくり協議会委員名簿（案）  ＜資料２＞　立川市障害のある人もない人も共に暮らしやすいまちをつくる条例  ＜資料３＞　立川市障害のある人もない人も共に暮らしやすいまちをつくる条例逐条解説  ＜資料４＞　障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針  ＜資料５＞　令和４年度特定相談の対応状況  ＜資料６＞　条例の周知と障害の理解促進に向けた啓発の取組について  ＜資料７＞　市民等啓発事業・やさしいまちの取組のチラシ  ＜資料８＞　令和４年度障害を理由とする差別解消推進まちづくり協議会開催スケジュール（案） |
| 傍聴 | ２人 |

**開会**

**１．辞令交付及び委員の自己紹介＜資料１＞**

［事務局説明］

　　全体的な委員構成としては昨年度から継続となるが、一部について所属組織の人事異動等により変更があったため全委員自己紹介と協議会の役割について確認。

　＜変更＞

　・立川公共職業安定所：　星野亜弓 様　→　高橋実 様

　・多摩立川保健所：　大野あゆみ　様　→　山浦拓也　様

　・立川市聴覚障害者福祉協会：　朝野芳嗣　様　→　山本理香　様

　・立川市社会福祉協議会：　小澤真治　様　→　岡部俊一　様

　・立川市民生委員児童委員協議会：　桑田佐喜美　様→　宮本直樹　様

［質疑・意見等］特になし

［決定事項］報告のみ、異議なし

**２．立川市障害のある人もない人も共に暮らしやすいまちをつくる条例について（社会状況・法制度における条例の影響等）＜資料２・資料３・資料４＞**

［事務局説明］

　　条例制定時には３年後に条例の見直しを行っていくと規定していたが、社会情勢や法制度の状況を勘案して必要がある認めたときに改正の検討をする、と改正した。

　　そのため、現在の法制度の状況ということで「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本指針」の主な変更点を確認した。（令和６年４月に施行予定）

　＜変更＞

　・不当な差別的取扱いの基本的な考え方を追記

　・正当な理由がなく差別的取扱いに該当する例・正当な理由があり差別的取扱いに該当しない例を追加

　・建設的対話・相互理解の重要性の追記

　・相談・紛争防止のための体制の整備の記載　等

［質疑・意見等］特になし

［決定事項］共有のみ、異議なし

**３．令和４年度特定相談の対応状況について＜資料５＞**

［事務局説明］

　相談①：入院した際に障害者への理解のない言動・介助を受けた。

　→医療機関に書面により相談者の訴えに対する回答を求め、その内容を相談者に伝えて事実確認を行った。相談者には、障害を理由として他の入院患者よりも不利益になるような対応だったかが問われることを説明するとともに、相談者と医療機関との事実認識に齟齬があり、障害を理由とする差別があったと認定するのは難しい。今後、市として改めて条例の周知を行うことで理解を得た。

　⇒終結

　相談②：相談者は自身の夜間の介助に自費でヘルパーを依頼していたが、市のケースワーカーが訪問した際に自費での支払いが多額であり、夜間介助の心配のない施設入所を勧められた。

　→担当ケースワーカーに聞き取りを実施。ヘルパー費用が高額になり、今後の生活の心配から施設入所の発言をしたが、差別と捉えられる発言をして申し訳なかったとのことであった。相談者には、聞き取り内容を伝え、今後協議会等で事例として共有したうえで、改めて報告することとしている。

　⇒選択肢の一つとして提示したのか、どのような伝え方だったのか等事実確認をしたうえで、不当な発言があれば注意をしていく。

［質疑・意見等］

　　相談②

　　・その他のサービスのことをもう少し丁寧に説明すれば良かったのではないか。

　　・勧め方が選択肢を示すような発言であればよいが、命令的であったなら望ましくはない。我々は何かをしなさいと言われること自体がそれほどない中で、重度の障害があることによって施設入所をするよう言われなければいけないとなると、広い意味では、障害を理由とする差別の要素もありえるということを考えていかないといけない。

［決定事項］対応について異議なし

**４．条例の周知と障害の理解促進に向けた啓発の取組について＜資料６・資料７＞**

［事務局説明］

「条例ガイドブック」例年通り、小学校４年生と教職員を対象として、全市立小学校への配布を予定している（配布済）。

　「コラボアート」コロナ禍の影響で２か年度中止になっていたが、令和４年度は上砂川小学校と第七小学校で開催した。令和５年度中についても２校での開催を予定している。

　「市民啓発事業」“障がいのある人もない人も暮らしやすい立川を考える会”への委託事業。昨年度より開始した「やさしいまちの取組」を継続し、事業所への啓発を進めるとともに発達障害の周知などを行う方向で調整中。

　「ヘルプマーク・ヘルプカード配布」市内４か所で配布。令和４年度実績で、ヘルプマークは829個、ヘルプカードは415個配布した。配布状況は、増加傾向にある。今年度は追加でヘルプマークを作製する予定。

　「いきいきたちかわ出前講座」令和４年度の開催はなし。今年度もコロナ感染防止対策を取りながら可能な範囲で実施したい。

　「その他１」令和４年12月に改正した条例について、立川商工会議所の常議員会で報告した。

　「その他２（バリアフルライフ関連）」立川市障害者週間で第十小学校４年生との意見交換、大阪府摂津市の障害者週間にて上映、市立小中学校の全児童へチラシを配布、立川市明るい選挙推進大会の講演で上映等、各事業で活用されている。

　「やさしいまちの取組」昨年度第３回のこの会議でご意見をいただいたが、今年度版の作成にあたりご意見等をいただきたい。

［質疑・意見等］

　・「コラボアート」実施回数について

　→特命契約をしている委託事業者と相談をして決めている

　・「やさしいまちの取組」のチラシについて

　→太字・フォント・イラスト等の検討、表現の工夫等改善の余地がある

　→この協議会の意見を踏まえ委託事業者と検討する

［決定事項］情報共有のみ、異議なし

**５．今後のスケジュールについて＜資料８＞**

［事務局説明］

　　今年度も３回の開催を予定している。次回は令和５年10月30日（月）13：30～15：30　302会議室。

［質疑・意見等］特になし

［決定事項］共有のみ、異議なし

**閉会**